

えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、仕事と家庭生活が両立しやすい職場環境づくりに取り組む企業を県が認証し、社会的に評価される仕組みをつくることにより、働き方の見直しに向けた企業の自主的な取組の促進を図り、もって仕事と家庭生活が両立しやすい職場環境づくりの促進及び労働者の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業とは、県内に本社又は主たる事業所を有して事業活動を行う者であって、常時雇用する労働者の数が300人以下の企業等をいう(国及び地方公共団体を除く。)
- (2) えひめ仕事と家庭の両立応援企業とは、第2章に定める手続により認証を受けた企業をいう。
- (3) えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業とは、第3章に定める手続により認証を受けた企業をいう。

第2章 認証

(申請)

第3条 えひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証を受けようとする企業(以下この章において「申請者」という。)は、「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」認証申請書(様式第1号)により、知事に申請するものとする。

(認証基準)

第4条 知事は、申請者のうち、次の基準をすべて満たす者を「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」として認証するものとする。

- (1) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。次号において「次世代法」という。)に基づく一般事業主行動計画(以下「行動計画」という。)を策定し、都道府県労働局に届け出た後、行動計画の実行に着手していること。ただし、第5条第2項の認証期間の終了後に引き続き認証を受けようとする申請者については、当該計画の実行に着手予定であることをもって足りるものとする。
- (2) 行動計画には、次世代法に基づく行動計画策定指針に定める「雇用環境の整備に関する事項」を1つ以上含めること。
- (3) 都道府県労働局に届け出た行動計画(過去に認証を受けた申請者の場合は、当該認証に係る行動計画の実行状況を含む。)について、公表及び労働者への周知を適切に行っていること。
- (4) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)の基準を満たす育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児又は介護のための所定外労働の制限、育児又は介護のための時間外労働の制限、育児又は介護のための深夜業の制限、育児又は介護のための所定労働時間の短縮等の措置を就業規則又は労働協約に規定していること。
- (5) 本人又は配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実の申出をした労働者に対して、育児休業等に関する制度等を個別に周知し、育児休業申出等に係る

当該労働者の意向を確認するため、育児・介護休業法に定める措置を講じていること。

- (6) 育児休業申出等が円滑に行われるようにするため、育児・介護休業法に定める雇用環境の整備の措置をいずれか一つ以上講じていること。
- (7) 妊娠若しくは出産に関する事由、又は子の養育若しくは家族の介護に関する制度若しくは措置の利用に関する言動により労働者の就業環境が害されること（ハラスメント）があってはならない旨の方針及び当該言動を行った者については厳正に対処する旨の方針並びに対処の内容を、就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書に規定していること。
- (8) 労働者の仕事と育児及び介護の両立支援に対する代表者の取組姿勢を、代表者メッセージ（様式第1号の1）により明らかにしていること。
- (9) 過去3年間において関係法令に違反する重大な事実がないこと。

（認証書の交付等）

第5条 知事は、前条の規定により認証した場合は、申請者にその旨を通知してえひめ仕事と家庭の両立応援企業認証書（様式第2号）を交付するとともに、認証した企業名等認証の概要について、広く周知を図るものとする。

2 認証の期間は、認証の日から申請に係る行動計画の計画期間の終了する日までとする。

（変更の届出）

第6条 認証を受けた企業（以下「認証企業」という。）は、次に掲げる事項に変更があった場合は、えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度変更届出書（様式第3号）により、速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 認証に係る行動計画

（認証の辞退）

第7条 認証企業は、第4条の認証基準を満たさなくなったとき又は認証継続の意思を失ったときは、えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度辞退届出書（様式第4号）により、速やかに知事に届け出なければならない。

（認証の取消し）

第8条 知事は、認証企業が第4条の認証基準を満たさないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、その他認証企業として適当でなくなったと認めるときは「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」の認証を取り消すことができる。

第3章 上位認証

（申請）

第9条 えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業の認証を受けようとする企業（以下この章において「申請者」という。）は、「えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業」認証申請書（様式第5号）により、知事に申請するものとする。

（上位認証基準）

第10条 知事は、申請者のうち、次の基準をすべて満たす者を「えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業」として認証するものとする。ただし、第11条により準用する第5条

第2項の認証期間の終了後に引き続き認証を受けようとする申請者については、次の(1)及び(3)の基準を満たすことをもって足りるものとする。

- (1) えひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証基準をすべて満たしていること。
- (2) 過去2年間において、次に掲げるいずれか2つ以上の項目を満たしていること。
 - イ 男性労働者のうち育児休業等（次世代育成支援対策推進法施行規則（平成15年厚生労働省令第122号）第4条第1項第5号の育児休業等に同じ。以下同じ。）を取得した者が1人以上いること
 - ロ 女性労働者の育児休業等取得率（過去2年間において出産した女性労働者の数に対する過去2年間において育児休業等をしたものの数の割合をいう。）が75%以上であること
 - ハ 育児休業等取得期間中の代替要員を確保し、かつ休業期間終了後に原職等に復帰した者が1人以上いること
 - ニ 子どもを育てる労働者に係る次に掲げるいずれかの措置について、就業規則又は労働協約に規定し、かつ利用の実績を有すること
 - ① 3歳に満たない子どもを育てる労働者（育児・介護休業法第23条第2項の規定により始業時刻変更等の措置を講じた労働者を除く。）について、育児・介護休業法第24条第1項第1号又は第2号の規定により講ずるよう努めなければならないとされている始業時刻変更等の措置（フレックスタイム制度、始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度、事業所内保育施設の設置及び運営、子育てサービスの費用の援助をいう。②において同じ。）
 - ② 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる労働者について、育児・介護休業法第24条第1項第3号の規定により講ずるよう努めなければならないとされている所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置。ただし、常時雇用する労働者の数が100人以下の企業の場合は、3歳から中学校卒業前までの子ども（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。③において同じ。）を育てる労働者についての同様の措置について実績を有すれば足りること
 - ③ 小学校就学後から中学校卒業前までの子どもの看護のための休暇の措置
 - ④ 妊娠、出産又は育児を理由として退職した者についての再雇用特別措置
 - ⑤ 在宅勤務や情報通信技術を活用した勤務（テレワーク）に係る措置
 - ホ 介護休業（育児・介護休業法第2条第2号の介護休業に同じ。以下同じ。）又は介護休暇（育児・介護休業法第16条の5第1項の介護休暇に同じ。以下同じ。）を取得した者が1人以上いること
 - ヘ 家族（育児・介護休業法第2条第5号の家族に同じ。）を介護する労働者に係る次に掲げるいずれかの措置について、就業規則又は労働協約に規定していること
 - ① 介護休業若しくは介護休暇に関する制度又は介護のための所定労働時間の短縮等の措置について、育児・介護休業法に定められた期間、回数等を上回る制度又は措置
 - ② 介護を理由として退職した者についての再雇用特別措置
 - ③ 在宅勤務や情報通信技術を活用した勤務（テレワーク）に係る措置
- (3) 次に掲げるいずれかの措置について成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。
 - イ 所定外労働の削減のための措置
 - ロ 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ハ 仕事と育児、介護、治療等との両立をはじめ、労働者におけるそれぞれの事情に応じた多様な働き方の選択に資する措置

(準用)

第11条 第5条から第8条までの規定は、えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業につ

いて準用する。

第4章 雑則

(実地調査)

第12条 知事は、第3条若しくは第9条に規定する申請者、えひめ仕事と家庭の両立応援企業又はえひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業について、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、実地調査を実施するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月30日から施行する。ただし、第4条第3号の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(常時雇用する労働者の数が100人以下の企業等に関する暫定措置)

2 この要綱の施行の際常時雇用する労働者の数が100人以下の企業等については、平成24年6月30日までの間、改正後のえひめ子育て応援企業認証制度要綱（以下「新要綱」という。）第4条第4号の規定は、適用しない。この場合において、改正前のえひめ子育て応援企業認証制度要綱（以下「旧要綱」という。）第4条第2号の規定は、なおその効力を有する。

(経過措置)

3 この要綱の施行（附則第1項ただし書の規定を含む。）の際現に旧要綱第6条第1項の規定による認証を受けている者及び前項の規定の適用を受けた者は、それぞれ新要綱第6条第1項の規定による認証を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(認証基準に係る経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に計画期間が開始した行動計画に関して企業が行う第3条の申請に係る認証基準については、この要綱による改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に認証企業となっている者は、この要綱による改正後の第4条の規定による認証を受けたものとみなす。

4 施行日後に計画期間が開始する行動計画に関して過去に認証を受けた企業が行う第3条の申請に係る認証基準については、平成27年6月30日までの間、この要綱による改正後の第4条第4号中「適切に」を「平成27年7月1日までに適切に」と読み替えて適用する。

(様式に係る経過措置)

5 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

6 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(認証基準に係る経過措置)

2 この要綱の施行日前に認証企業となっている者の認証については、その認証の期間の満了までの間「えひめ子育て応援企業」又は「えひめ子育て応援ゴールド企業」としての効力を有する。なお、当該認証期間の満了前であっても、改正後の要綱に基づく認証を申請することができる。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(認証基準に係る経過措置)

2 この要綱の施行日前に認証企業となっている者の認証については、その認証の期間の満了までの間効力を有する。

様式第1号（第3条関係）

「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」認証申請書

年 月 日

愛媛県知事様

(ふりがな)
 申請者 企業の名称
 代表者の職・氏名

えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記

1. 申請区分

新規 更新（認証番号 第 号）

2. 企業概要

所在地	〒	
業種 (該当するもの 1つをチェック してください。)	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 金融業、保険業 <input type="checkbox"/> 宿泊業、飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> その他（	<input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 運輸業、郵便業 <input type="checkbox"/> 不動産業、物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、娯楽業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 鉱業、採石業、砂利採取業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 卸売業、小売業 <input type="checkbox"/> 学術研究、専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 教育、学習支援業 <input type="checkbox"/> サービス業（他に分類されないもの）)
主な事業内容		
常時雇用する労働者数	名（うち男性 名、女性 名）	
ホームページ	<input type="checkbox"/> 有（アドレス： ） <input type="checkbox"/> 無	
記載担当者	所属部署名	
	職・氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

3. 認証基準に係る事項

申請内容を確認の上、チェック欄の□にチェックを入れてください。

認証基準		添付書類	チェック欄
次世代法に基づく一般事業主行動計画	(1) 労働局に届け出た後、当該計画の実行に着手している。	○労働局へ提出した一般事業主行動計画策定届（受付印のあるもの）の写し ○一般事業主行動計画（本文）の写し ○公表・周知状況が確認できる資料（※1）	<input type="checkbox"/>
	(2) 「雇用環境の整備に関する事項」を1つ以上含めている。		<input type="checkbox"/>
	(3) 公表及び労働者への周知を適切に行っている。（更新の場合は、行動計画の実行状況を含む。）		<input type="checkbox"/>
(4) 育児・介護休業法の基準を満たす次の制度又は措置の就業規則等への規定。 ・育児休業 ・子の看護休暇 ・育児・介護のための所定外労働の制限 ・育児・介護のための時間外労働の制限 ・育児・介護のための深夜業の制限 ・育児・介護のための所定労働時間の短縮等の措置	○就業規則又は労働協約の表紙及び該当箇所の写し ○制度又は措置に関する労使協定を締結している場合は労使協定の写し	<input type="checkbox"/>	
(5) 本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、育児休業等の制度等を個別に周知し、育児休業申出等に係る意向の確認を行っている。（対象者がいる場合のみ）	○対象者に配布した書面等の写し又は面談記録簿等	<input type="checkbox"/>	
(6) 育児休業申出等が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備の措置を以下の中からいずれか一つ以上講じている。 ・育児休業等に関する研修の実施 ・育児休業等に関する相談体制の整備 ・自社の育児休業取得事例の収集と労働者への提供 ・育児休業等の制度と取得促進に関する方針の周知	○左記の措置を講じていることがわかる周知文書等の写し	<input type="checkbox"/>	
(7) 妊娠、出産、育児・介護休業等に関するハラスメントの禁止、行為者に対する対処内容の就業規則等への規定。	○（4）と同様	<input type="checkbox"/>	
(8) 労働者の仕事と育児及び介護の両立支援に対する代表者の取組姿勢の明示。	○代表者メッセージ（様式第1号の1）	<input type="checkbox"/>	
(9) 過去3年間において関係法令に違反する重大な事実がない。		<input type="checkbox"/>	

○参考資料として、企業の概要が分かるもの（パンフレットなど）を添付してください。

【添付書類に係る留意事項】

（※1）一般事業主行動計画の公表・周知状況が確認できる資料

公表方法は、厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」への掲載、自社ホームページへの掲載などがありますので、印刷物や写しを提出してください。インターネットが使用できない場合は、事業所の見やすい場所への掲示や備え付ける方法でも差し支えありませんので、状況が確認できる写真を提出してください。

様式第1号の1（第4条関係）

仕事と育児、介護との両立支援に関する代表者メッセージ

労働者の仕事と育児の両立を支援するため、次の取組を行います。

労働者の仕事と介護の両立を支援するため、次の取組を行います。

※代表者メッセージは県の認証後、県ホームページ等で公表します。

年 月 日

署名 _____

えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証書

企業の名称

えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度要綱第4条の規定により、上記企業を「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」として認証します。

認証番号 第 号

認証年月日 年 月 日

有効期限 年 月 日

年 月 日

愛媛県知事

印

様式第3号（第6条・第11条関係）

えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度変更届出書

年 月 日

愛媛県知事様

所在地
名称
代表者の職・氏名
電話番号

えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度要綱第6条又は第11条の規定により、
下記のとおり届け出ます。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記

1 認証種別・認証番号

<input type="checkbox"/>	えひめ仕事と家庭の両立応援企業	第	号
<input type="checkbox"/>	えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業	第	号

（該当する認証種別をチェックしてください。）

2 認証年月日

3 変更内容

変更事項	変更前	変更後

備考1 「変更事項」の欄には、名称、所在地、一般事業主行動計画等の別を記載すること。

備考2 登記事項証明書、一般事業主行動計画の写し等、変更事項を証明する書類を添付すること。

えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度辞退届出書

年 月 日

愛媛県知事様

所在地
名称
代表者の職・氏名
電話番号

えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度要綱第7条又は第11条の規定により、
認証を辞退したいので、認証書を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 認証種別・認証番号

<input type="checkbox"/>	えひめ仕事と家庭の両立応援企業	第 号
<input type="checkbox"/>	えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業	第 号

（該当する認証種別をチェックしてください。）

2 認証年月日

3 辞退理由

様式第5号（第9条関係）

「えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業」認証申請書

年 月 日

愛媛県知事様

(ふりがな)
 申請者 企業の名称
 代表者の職・氏名

えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記

1. 申請区分

新規 更新（認証番号 第 号）

2. 企業概要

所在地	〒	
業種 (該当するもの 1つをチェック してください。)	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 金融業、保険業 <input type="checkbox"/> 宿泊業、飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 運輸業、郵便業 <input type="checkbox"/> 不動産業、物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、娯楽業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業)
業種	<input type="checkbox"/> 鉱業、採石業、砂利採取業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 卸売業、小売業 <input type="checkbox"/> 学術研究、専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 教育、学習支援業 <input type="checkbox"/> サービス業 (他に分類されないもの)	
主な事業内容		
常時雇用する労働者数	名 (うち男性 名、女性 名)	
ホームページ	<input type="checkbox"/> 有 (アドレス:) <input type="checkbox"/> 無	
記載担当者	所属部署名	
	職・氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

3. 認証基準に係る事項

申請内容を確認の上、チェック欄の□にチェックを入れてください。

認証基準		添付書類	チェック欄
次世代法に基づく一般事業主行動計画	(1) 労働局に届け出た後、当該計画の実行に着手している。	○労働局へ提出した一般事業主行動計画策定届（受付印のあるもの）の写し	<input type="checkbox"/>
	(2) 「雇用環境の整備に関する事項」を1つ以上含めている。	○一般事業主行動計画（本文）の写し	<input type="checkbox"/>
	(3) 公表及び労働者への周知を適切に行っている。（更新の場合は、行動計画の実行状況を含む。）	○公表・周知状況が確認できる資料（※1）	<input type="checkbox"/>
(4) 育児・介護休業法の基準を満たす次の制度又は措置の就業規則等への規定。 <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業 ・子の看護休暇 ・育児・介護のための所定外労働の制限 ・育児・介護のための時間外労働の制限 ・育児・介護のための深夜業の制限 ・育児・介護のための所定労働時間の短縮等の措置 	○就業規則又は労働協約の表紙及び該当箇所の写し ○制度又は措置に関する労使協定を締結している場合は労使協定の写し	<input type="checkbox"/>	
(5) 本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、育児休業等の制度等を個別に周知し、育児休業申出等に係る意向の確認を行っている。（対象者がいる場合のみ）	○対象者に配布した書面等の写し又は面談記録簿等	<input type="checkbox"/>	
(6) 育児休業申出等が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備の措置を以下の中からいずれか一つ以上講じている。 <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業等に関する研修の実施 ・育児休業等に関する相談体制の整備 ・自社の育児休業取得事例の収集と労働者への提供 ・育児休業等の制度と取得促進に関する方針の周知 	○左記の措置を講じていることがわかる周知文書等の写し	<input type="checkbox"/>	
(7) 妊娠、出産、育児・介護休業等に関するハラスメントの禁止、行為者に対する対処内容の就業規則等への規定。	○（4）と同様	<input type="checkbox"/>	
(8) 労働者の仕事と育児及び介護の両立支援に対する代表者の取組姿勢の明示。	○代表者メッセージ（様式第1号の1）	<input type="checkbox"/>	
(9) 過去3年間に於いて関係法令に違反する重大な事実がない。		<input type="checkbox"/>	
(10) 過去2年間に次のいずれか2つ以上の項目を満たしている。 イ 男性労働者の育児休業等取得者が1人以上いる ロ 女性労働者の育児休業等取得率が75%以上である ハ 育児休業等取得期間中の代替要員を確保し、かつ休業後に原職等に復帰した者が1人以上いる ニ 次のいずれかについて、就業規則又は労働協約に規定し、かつ利用の実績を有する ① 3歳に満たない子どもを育てる労働者に対する始業時刻変更等の措置（フレックスタイム制度、始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度、事業所内保育施設の設置及び運営、子育てサービスの費用の援助） ② 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども（常時雇用労働者が100人以下の企業の場合は、3歳から中学校卒業前までの子ども）を育てる労働者に対する所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置 ③ 小学校就学後から中学校卒業前までの子どもの看護のための休暇の措置 ④ 妊娠、出産又は育児を理由として退職した者についての再雇用特別措置 ⑤ 在宅勤務や情報通信技術を活用した勤務（テレワーク）に係る措置 ホ 介護休業又は介護休暇を取得した者が1人以上いる	○申告した実績を確認できる資料（※2） ○（項目ニ、ハの場合）就業規則又は労働協約の該当箇所の写し ○（項目ニ、ハの場合）制度又は措置に関する労使協定を締結している場合は労使協定の写し	<input type="checkbox"/>	

<p>へ 家族を介護する労働者に係る次に掲げるいずれかについて、就業規則又は労働協約に規定している</p> <p>①介護休業、介護休暇又は介護のための所定労働時間の短縮等の措置について、育児・介護休業法に定められた期間、回数等を上回る制度又は措置</p> <p>②介護を理由として退職した者についての再雇用特別措置</p> <p>③在宅勤務や情報通信技術を活用した勤務（テレワーク）に係る措置</p>		
<p>(11) 次のいずれかについて成果に関する具体的な目標を定めて実施している。</p> <p>イ 所定外労働の削減のための措置</p> <p>ロ 年次有給休暇の取得の促進のための措置</p> <p>ハ 仕事と育児、介護、治療等との両立をはじめ、労働者におけるそれぞれの事情に応じた多様な働き方の選択に資する措置</p>	<p>○申告した措置を確認できる資料（※3）</p>	<p style="text-align: center;">□</p>

○参考資料として、企業の概要が分かるもの（パンフレットなど）を添付してください。

【添付書類に係る留意事項】

（※1）一般事業主行動計画の公表・周知状況が確認できる資料

公表方法は、厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」への掲載、自社ホームページへの掲載などがありますので、印刷物や写しを提出してください。インターネットが使用できない場合は、事業所の見やすい場所への掲示や備え付ける方法でも差し支えありませんので、状況が確認できる写真を提出してください。

（※2）申告した実績を確認できる資料

育児休業等の制度や措置の利用申出書や出勤簿の写しなど、制度や措置の利用実績が確認できる資料を提出してください。

（※3）申告した措置を確認できる資料

措置に関する社内周知文書の写しなど、申告した措置が企業としての取組みであることが確認できる資料を提出してください。

えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業認証書

企業の名称

えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度要綱第10条の規定により、上記企業を「えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業」として認証します。

認証番号 第 号

認証年月日 年 月 日

有効期限 年 月 日

年 月 日

愛媛県知事

印